

付議案第 45 号

福岡市学校運営協議会規則案

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 9 月 17 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき学校運営協議会を設置するにあたり、学校運営協議会の委員の任免、議事その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項について、教育委員会規則を制定する必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市学校運営協議会規則

福岡市学校運営協議会規則については、別紙のとおりである。

公布日：令和 6 年 9 月 30 日

施行日：令和 6 年 9 月 30 日

福岡市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、福岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民、保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、その所管に属する学校に協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校が所在する地域の住民の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1)教育目標及び経営方針に関すること。

(2)教育課程の編成に関すること。

(3)予算の執行に関すること。

(4)施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

(5)その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める役割を踏まえ、対象学校の職員の配置に関する事項(特定の個人に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、15 人以内(2以上の学校について1の協議会を置く場合は 20 人以内)とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)地域住民

(2)保護者

(3)対象学校の運営に資する活動を行う者

(4)対象学校の校長

(5)対象学校の教職員

(6)学識経験者

(7)関係行政機関の職員

(8)その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の任命に当たり、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

3 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第3条第3項に定める非常勤特別職とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3)その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条に反した場合

(3) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができない場合

(4) その他解任するに相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市学校運営協議会規則案制定の概要

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 において、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされている。

福岡市においては、地域と連携した学校運営のさらなる充実を図る観点などから、学校運営協議会が効果的か検証するため、令和 6 年度からモデル事業に着手しており、学校運営協議会の設置にあたり、学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項について、教育委員会規則で定めるもの。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 47 条の 5 (抜粋)

第 47 条の 5 教育委員会は、**教育委員会規則で定めるところにより**、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない。**

2 規則の主な内容

○役割 (第 2 条)

○機能・権限

- ・ 学校運営に関する基本的な方針の承認 (第 4 条)
- ・ 学校運営に関する意見の申し出 (第 5 条)

(学校運営に関する事項、対象学校の職員の配置に関する事項)

○委員の任命等

- ・ 15 人以内で地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者等から任命 (第 8 条)
- ・ 守秘義務 (第 9 条)

3 施行期日

令和 6 年 9 月 30 日

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 47 条の 5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、2 以上の学校について 1 の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

(3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第 55 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○地方公務員法

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。))の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - (1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - (2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
 - (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)
 - (3)の2 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
 - (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
 - (6) 特定地方独立行政法人の役員

コミュニティ・スクールについて

1 概要

(1) コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づく学校運営協議会が設置された学校のことであり、学校運営協議会とは、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関とされている。

(2) 学校運営協議会の機能・権限

- ①校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する。
- ②教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる。
- ③教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、任命権者に意見を述べることができる。

2 令和 6 年度の実施内容

福岡市では、これまで、地域に開かれた学校づくりを推進するため、全ての市立学校に学校サポーター会議を設置し、地域の方々から意見や助言をいただいている。

今後、地域の実情に応じた子どもの学びや体験活動の充実、地域・保護者の学校理解の深化など、地域と連携した学校運営のさらなる充実を図る観点から、福岡市においても学校運営協議会制度が効果的であるかを検証するため、まずはモデル事業を実施する。

モデル校（予定）

学校サポーター会議の実施状況等を勘案して、以下の学校を選定

- ・ 香陵小学校（東区）
- ・ 弥永西小学校（南区）
- ・ 青葉中学校（東区）

3 今後のスケジュール

令和 6 年 6 ～ 8 月 各モデル校の学校サポーター会議にて学校運営協議会への移行について説明

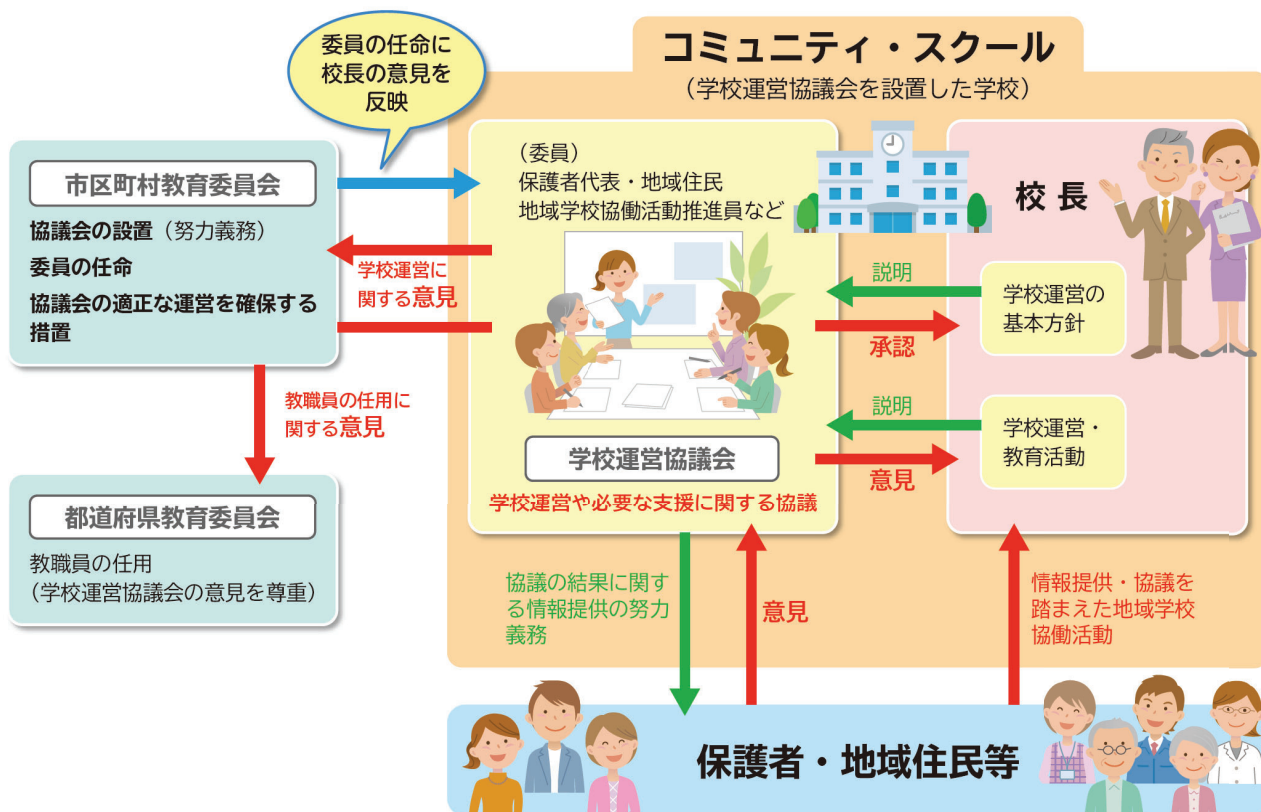
9 月以降 各モデル校において学校運営協議会を実施

効果・課題について分析

令和 7 年度以降については、モデル校の結果を踏まえて検討する。

<参考>

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



資料：これからの学校と地域（文部科学省）